

第1章

社会保障給付の物価スライド制の影響

市川 洋・林 英 機・馬場啓之助・岸 功

I 序 論

このところ、福祉年金給付単価の引上げが予算修正の年中行事化してきた。しかしながら、福祉年金給付引上げは国民年金の5年および10年年金等にまず第1に波及し、連鎖的に年金給付全体のバランスにかかわってくるから、数十年後にきわめて重くなる年金負担の可能性まで検討しなければ、年金給付引上げの決断はできないはずである。そこで、福祉年金についても、他の年金と同様の消費者物価スライド制導入を検討すべき時にきていると思われる。

医療の価格は、診療報酬点数に具体的に示されている。物価上昇にともない、点数は改訂されているが、その間隔は一定しているわけではない。この10年間余の点数改訂は、昭和42年、45年、49年2月と10月、昭和51年4月（医科）と8月（歯科）、昭和53年2月に、ほぼ2年あるいは3年おきに行なわれている。昭和49年のみは年間2回の改訂が行なわれたが、これは石油危機とともに起こった狂乱物価の影響是正のための特別措置と考えてよいであろう。一般に、点数改訂が行なわれてから2年程度経過すると、その間の物価上昇が無視しえない場合は、点数改訂の声が強まり、点数改訂が行なわれることとなる。もし診療報酬がある程度物価にスライドしておれば、診療側の収入の変動は平準化され、経営の安定に資するであろうし、点数改訂にともなう政治的、事務的コストも節約可能であろう。そして国民医療費が10兆円を超えた現在、診療報酬点数が物価にスライドすると、経済に大きな影響を与えるのである。

社会保障制度の中で物価に対するスライドがかなりズレているものは上記のほかにもいろいろあるが、標準報酬月額上限もその一例である。上限改訂は法改正を要するが、政管健保の上限は昭和32年から41年まで5.2万円、41年4月から48年9月まで10.4万円、48年10月から51年6月まで20万円、51年7月から52年12月まで32万円、53年1月以降38万円に現在に至っている。最近是比较的しばしば改訂されるようになったが、長期間据置いてい

なり2倍にするのは、いささか難にすぎられる。

ここで、社会保障給付をマクロ的に物価（GNPデフレーター）に並行させる政策を考察しよう。この政策は物価上昇にともなう不均衡をもたらさないから、不均衡解消のため政治的圧力も発生させない。しかしながら、社会保障給付全体の物価スライド化は、インフレを加速する可能性がある。国民年金や厚生年金の年金給付は、前年度の消費者物価指数でスライドさせているが、1年のタイム・ラグがある。このタイム・ラグは狂乱物価現象が再来した場合、バッファーとして働き、インフレにブレーキを当初はかけるであろうが、それは年金受給者の給付目減りの負担がもたらす結果である。社会保障給付の物価スライド化が結果としてインフレを加速させたとしても、社会保障はインフレの加害者であるわけではない。

社会保障給付を、年金式に物価に「自動的に」スライドさせることをここでは「スライド」と呼ぶことにする。診療報酬点数表、福祉年金給付、児童手当等は、物価に自動的にスライドして決めるシステムになっていないから、長期的にみて結果的に物価水準に並行しているとしても、ここではスライドとは呼ばないこととする。

社会保障給付をスライド制にした場合と非スライド制にした場合を比較して、物価だけではなく、経済全体にどのように影響するかを調べることは重要である。以前は社会保障の規模自体が小さかったから、社会保障が経済全体に及ぼす影響はあまり問題にしくても済んだ。しかしながら、これからは社会保障セクターは年々巨大化する。人口の高齢化とともに、年金を中心として社会保障が国民経済に大きなウェイトを占めようとしている。今後は社会保障計画、特に年金計画は、長期経済計画の中で組まねばならなくなるであろう。

社会保障の長期的な動きは、人口の高齢化現象と密接に関連するから、社会保障は本来長期的に考えるべきものである。しかしながら、短期的な影響も無視できない。長期計画の下で短期政策をつみ重ねることとなる。そこで、社会保障給付のスライド化の経済効果を測定するために、「社会保障短期モデル」を開発し、さらにスライ

ド化の経済効果以外の、社会保障の経済的影響計測目的にも活用できるよう、社会保障モデルの作成・整備を行なうこととし、ここで行なうのはその中間報告である。

ここでスライド制の影響測定に使用するモデルは超小型モデルであって、ほとんどの計算は電卓で行なわれた。これは、大きなモデルにすると、多額の経費を必要とする電子計算機を使用せねばならず、予算上の制約から手計算可能な範囲にモデルのサイズが決められた。社会保障研究者の多くは、われわれ同様に予算的、人的に電子計算機使用上制約があると思われるが、本モデル程度の規模であれば、社会保障問題にマクロ計量経済モデルが十分活用可能と思われる。

II 社会保障短期モデル

社会保障短期モデルは次の18本の式よりなる。このうち半分の9本は定義式である。計測期間は、国民経済計算の詳細な内訳が公表されている昭和45年度から53年度までである。

社会保障短期モデル方程式

(計測期間：昭和45～53年度)

(単位10億円)

(係数の下の()内はt比である)

(1) 勤労所得からの消費関数

$$\frac{CL}{P} = 5140.099 + 0.662280 \frac{(YL - TL)}{P}$$

(1.63) (10.66)

$$R^2 = 0.9336 \quad SD = 1421.49 \quad DW = 0.9778$$

YL: 雇用者所得および個人業主所得(財産等所得以外の個人所得)

CL: YLからの消費

TL: YLからの直接税

P: 総需要(GNPプラス輸入)のデフレーター

(2) 税引き後の財産等所得からの消費関数

$$\frac{CQ}{P} = 796.5538 + 0.752579 \frac{YZ}{P}$$

(1.06) (8.86)

$$R^2 = 0.9066 \quad SD = 259.28 \quad DW = 1.6317$$

CQ: YQからの消費(財産等所得からの消費に等しい)

YZ: 税引き後の財産等所得

(3) 投資関数

$$\frac{I}{P} = 10,903.07 + 0.243691 \frac{YQ}{P} + 0.566982 \frac{YQ_{-1}}{P_{-1}}$$

(5.11) (2.61) (5.01)

$$R^2 = 0.8855 \quad SD = 354.25 \quad DW = 3.2868$$

I: 民間総資本形成

YQ: 法人所得および財産等所得

(この関数のみ計測期間は昭和49～53年度)

(4) 国民総支出バランス式

$$CL + CQ + \overline{CR} + I + \overline{IG} + \overline{CG} + \bar{E} - M = V$$

CL: YLからの消費

CQ: YQからの消費

$\overline{CR}$: 社会保障給付および社会扶助金(外生)

I: 民間総資本形成

$\overline{CG}$: 政府最終消費支出(外生)

$\overline{IG}$: 政府総資本形成(外生)

$\bar{E}$: 輸出等(外生)

M: 輸入等

V: 名目GNP

(5) 実質国民総支出バランス式

$$\frac{(CL + CQ + \overline{CR} + I + \overline{CG} + \overline{IG} + \bar{E})}{P} - \frac{M}{PM} = O$$

P: 総需要(GNPプラス輸入)のデフレーター

M: 輸入等

PM: 輸入デフレーター

O: 実質GNP

(6) 分配関数

$$YL = \bar{l} \cdot V$$

YL: 雇用者所得および個人業主所得(財産等所得以外の個人所得)

$\bar{l}$: YLの分配率(外生)

V: 名目GNP

(7) 分配関数

$$YQ = \bar{m} \cdot V$$

YQ: 法人所得および財産等所得

$\bar{m}$: YQの分配率(外生)

(8) 法人所得関数

$$YC = \bar{\pi} \cdot YQ$$

$\bar{\pi}$: YQに対するYCの比率(外生)

YC: 法人所得

(9) 財産等所得関数

$$YZ = (YQ - YC) - (TQ - TC)$$

YZ: 税引き後の財産等所得

YQ: 法人所得および財産等所得

YC: 法人所得

TQ: YQからの直接税

TC: YCからの直接税

(10) 租税関数

$$TL = -2532.202 + 0.184223 YL$$

(-3.90) (26.52)

$$R^2 = 0.9875 \quad SD = 663.12 \quad DW = 0.9440$$

YL: 雇用者所得および個人業主所得(財産等所得以外)

の個人所得)

TL : YL からの直接税および社会保障負担

(11) 租 税 関 数

$$TQ = -3813.799 + 0.506822 YQ$$

(-1.96) (5.96)

$$R^2 = 0.8120 \quad SD = 1257.27 \quad DW = 1.8833$$

TQ : YQ からの直接税

YQ : 法人所得および財産等所得

(12) 租 税 関 数

$$TC = \bar{e} \cdot TQ$$

TC : 法人税

$\bar{e}$: TQ に対する TC の比率(外生)

(13) 租 税 関 数

$$TI = 295.0471 + 0.066105 V$$

(1.83) (49.00)

$$R^2 = 0.9946 \quad SD = 286.07 \quad DW = 1.3130$$

TI : 間接税

V : 名目 GNP

(14) 輸 入 関 数

$$\frac{M}{PM} = -3607.012 + 0.136728 \left(O + \frac{M}{PM} \right)$$

(-2.47) (9.84)

$$R^2 = 0.9229 \quad SD = 568.47 \quad DW = 1.7164$$

M : 輸入等

PM : 輸入デフレーター(外生)

O : 実質 GNP

(15) デフレーター関数

$$P = 0.721899 - 0.021957 \frac{O}{L} + 0.056411 \frac{YL}{L}$$

(12.33) (-4.68) (23.23)

$$+ 0.140 \frac{PM}{L}$$

(14.31)

$$R^2 = 0.9998 \quad SD = 0.00488 \quad DW = 2.4776$$

P : 総需要のデフレーター

L : 就業者数

YL : 雇用者所得および個人業主所得(財産等所得以外の個人所得)

O : 実質 GNP

PM : 輸入デフレーター(外生)

(16) 失業率関数

$$U = 0.059711 - 0.108530 \frac{I + \bar{IG}}{YL + YQ + TI - \bar{SB}}$$

(10.36) (-7.59)

$$R^2 = 0.8763 \quad SD = 0.001444 \quad DW = 1.8642$$

U : 失業率

I : 民間総資本形成

$\bar{IG}$: 政府総資本形成(外生)

YL : 雇用者所得および個人業主所得(財産等所得以外の個人所得)

YQ : 法人所得および財産等所得

TI : 間接税

$\bar{SB}$: 補助金(外生)

(17) 就業者数関数

$$L = \bar{LF}(1 - U)$$

L : 就業者数

$\bar{LF}$: 労働力人口(外生)

(18) 分配国民所得バランス式

$$V = YL + YQ + TI + \bar{D} + DP - \bar{SB}$$

V : 名目 GNP

$\bar{D}$: 統計上の不突合(外生)

DP : 固定資本減耗

$\bar{SB}$: 補助金(外生)

社会保障短期モデル変数表

$\bar{CG}$	政府最終消費
CL	財産等所得を除く個人所得(YL)からの消費
CQ	法人所得および財産等所得(YQ)からの消費
CR	社会保障給付からの消費(社会保障給付と社会扶助金の合計)
$\bar{D}$	統計上の不突合
DP	固定資本減耗
$\bar{E}$	輸出等
e	TQ に対する TC の比率
I	民間総資本形成
$\bar{IG}$	政府総資本形成
L	就業者数
$\bar{l}$	YL の分配率
$\bar{LF}$	労働力人口
M	輸入等
$\bar{m}$	YQ の分配率
$\bar{n}$	YQ に対する YC の比率
O	実質 GNP
P	総需要 (GNP プラス輸入) のデフレーター
$\bar{PM}$	輸入のデフレーター
$\bar{SB}$	補助金
TC	法人所得からの直接税
TI	間接税
TL	YL からの直接税および社会保障負担
TQ	YQ からの直接税
U	失業率
V	名目 GNP
YC	法人所得
YL	雇用者所得および個人業主所得
YQ	法人所得および財産等所得
YZ	税引き後の財産等所得

(注) 変数の上にバーの付いている変数は外生変数である。

各変数の数値作成方法は、市川ほか「国民経済計算と年金制度」年金研究年報、第1巻、年金制度研究開発基金、昭和54年を参照されたい。

(1) 勤労所得からの消費関数

ここでは所得を、投資の説明変数に使用する法人所得および財産等所得と、それ以外の所得（仮りに勤労所得と呼ぶ）に分け、そして勤労所得に対する消費を税引き後の勤労所得で説明する。社会保険料は個人税に含めてある。この消費 CL は社会保障給付 CR による消費を含まない。 CR は別途詳細に取り扱われる。社会保障研究のためのモデルとしては、方程式に工夫をこらすよりも、社会保障の対象となる家計の所得と消費、所得移転を調べて、データを加工することに工夫をこらすほうが得るところが大であろう。このためには、所得階級別、所得種類別の世帯数、所得および移転と消費のデータが重要であるから、これらの資料の整備が望まれる。

(2) 税引き後の財産等所得からの消費関数

YZ は利子、配当、賃貸料所得（個人分）から個人分消費者負債利子等を控除したものである。賃貸料所得は帰属所得を含む（帰属所得とは、例えば持家に住んでいる人について、もし賃貸したと仮定すると得られるであろう賃貸料をいったん賃貸料所得に計上し、同額を住居費として消費にも計上する、みなし計算のことである）。 CQ は法人所得および財産等所得 YQ からの消費であるが、法人所得は消費にまわらないので、財産等所得からの消費のみに算入されている。 CQ は、財産等所得からまず帰属所得を控除し、それに家計調査の最高所得層の消費性向を乗じ、帰属住居費を加えたものである。帰属所得は同額が住居費にも計上されているため、このように CQ が作成されている。

(3) 投資関数

実質投資を本年および前年の、法人および財産等所得の実質値で説明している。法人所得は法人企業設備投資、財産等所得は個人住宅投資を説明するように、 YQ が作られている。個人業主の投資もある程度オーダーに達しているので、さらに説明変数に使用するデータに工夫をこらす余地はあると思われる。この関数のみ計測期間が昭和48～49年の狂乱物価以後になっているが、昭和48年秋から昭和49年春までの狂乱物価時期を境界として高度成長時代が低成長時代に入れ替わり、投資の動きが大幅に変化しているので、経済に最も重要な影響を与える投資を説明する関数は、低成長時代のデータで計測を行なった。

説明変数である法人および財産等所得 YQ は税引き後のものを使用するのが望ましいが、税引き後の YQ の値は投資の動きを十分追っておらず、在庫品評価調整前の値を使用するとモデルが複雑化するため、あえて(3)の

形を採用した。今後このモデルを改善するには、前述のように社会保障部門についてデータ段階から工夫をこらすとともに、投資関数を、あまりモデル全体を複雑化しないで改良することが重要である。モデル全体をあまり大型化、精密化することは、社会保障以外のことに大きな力を注がねばモデルの保守と運転はできないから、計量モデルの専門組織と協同研究するのではない限り、乏しい予算と人員の制約下にあるわれわれの社会保障研究には適当でない。

(4) 国民総支出バランス式

消費は勤労所得 YL からの消費 CL 、財産等所得からの消費 CQ と、社会保障給付および社会扶助金からの消費 CR に分けられる。ここでは、年金や医療等の社会保障給付および生活保護費等の社会扶助金は、全額消費にまわるとみなした。医療給付は現物給付だから、もちろん全額消費にまわっているが、年金や失業給付はどの程度消費にまわり、どの程度貯蓄にまわるか、あまり明らかでない。また、老人世帯が過去の貯蓄を引き出して生活費にあてる「負の貯蓄」の実態も十分明らかでない。ここで、ここでは給付が全額消費にまわる、とした。今後社会保障短期モデルを改善してゆく1つのポイントは、ここにある。特に所得移転を精密化し、そこからの消費を明らかにする必要がある。

(5) 実質国民総支出バランス式

総需要と輸入について、別のデフレーターが使用されている。輸入デフレーターは原油価格の引上げ等の要因の影響を受けるため、外生変数となっている。総需要デフレーターは、モデル全体を単純化するため、1つにしぼられている。

(6), (7) 分配関数

勤労所得 YL と法人・財産等所得 YQ が GNP に占める分配率 $\bar{l}$, $\bar{m}$ を外生的に与えることによって分配を決定している。シミュレーションの段階でこの分配率に変更が加えられるが、シミュレーションを行なうのに便利のように、簡単な形にしてある。

(8), (9), (12) 法人所得、財産等所得、法人税関数

(2)の CQ がもし YQ だけで説明できれば、この3つの関数は不要であるが、 CQ は財産等所得 YZ からの消費のみ計上してあるから、 YQ から法人分を除去するためにこれらの関数が必要となる。法人所得 YC および法人税 TC は、いずれも YQ , TQ の一定割合とし、モデルの単純化が図られている。

(10), (11), (13) 租税関数

きわめて簡単な形をしているが、シミュレーションにおいて税率の引上げ等の操作が行なわれる。

(14) 輸入関数

実質輸入が実質総需要で説明される。

(15) デフレーター関数

説明変数は、労働の生産性 O/L , YL/L , 輸入デフレーター $\overline{PM}$ の3つである。就業者1人当り実質 GNP, O/L は労働の生産性であるから、これが上昇することは物価引下げの影響をもち、 O/L の係数はマイナスになっている。就業者1人当り勤労所得 YL/L はコストプッシュ要因であるから、その係数はプラスになっている。輸入デフレーターが総需要デフレーターに及ぼす影響は0.14となっている。

(16) 失業率関数

デフレーター関数とならんで、社会保障短期モデルにおいて中心的な役割を果たすものである。失業率を引き下げるとは、社会保障において基本的であって、老人といえども年金で面倒をみるよりも、雇用確保で面倒がみられるならそのほうが数倍優れた政策だからである。雇用拡大のためには産業活動が盛んでなければならない。失業率 U の説明変数に YQ を使用する方法も考えられるが、ここでは民間投資 I と政府投資 IG の和の占める比率で説明される。 YQ は I の説明変数の中に含まれている。

(17) 就業者数関数

労働力人口から失業者数を差引いて就業者数とする定義式である。

(18) 分配国民所得バランス式

この式は内生変数 DP (固定資本減耗) を残差として求める機能のみを有している。

III スライド化の影響測定

社会保障給付の物価スライド制の影響測定には、「社会保障給付スライド化の影響測定式」の1から4までの式を使用して行なわれる。昭和53年度の社会保障給付 $\overline{CR}$ の実績値は20,147.3(10億)円であった。

非スライド制の場合は、 CR を1兆円増額した場合の経済全体に与える影響を測定するのであるが、給付の増分 ΔCR を1兆円とおくのである。

それに対してスライド制の場合は、給付 CR は物価 P に比例するのであるから、

$$CR = P \cdot X$$

とおく。 P は物価(総需要デフレーター)であり、 X は物価スライド指数を乗ずる以前の給付の値である。

ここで、 P は昭和53年度実績値を使用せずに、社会保障短期モデルの外生変数に昭和53年度実績値を入れて算出された「標準値」を使用する。標準値は表1に示されている。

上式より X を求めるには、 P の標準値は1.7681で、 CR は20,147.3(10億)円であるから

$$X = 11,394.9(10億)円$$

と逆算される。したがって、スライド制の場合、給付 CR を1兆円引き上げるということは、 X の引上げに換算すると

$$\begin{aligned} \Delta CR &= 1 \text{ 兆円} = P \cdot \Delta X \\ &= 1.7681 \cdot \Delta X \end{aligned}$$

$$\Delta X = 565.6(10億)円$$

ということになる。

社会保障給付スライド化の影響測定式

(単位10億円)

- 1 社会保障給付等
(非スライド) (1-1) $CR = \overline{CR} + 1000$ $\overline{CR} = 20,147.3$
($\overline{CR}$ は昭和53年度実績)
(スライド) (1-2) $CR = P(\overline{X} + \Delta X)$ $\overline{X} = 11,394.9$
 $\Delta X = 565.6$
- 2 租税関数
(2-1) $TL = -2532.202 + (0.184223 + a)YL$
(2-2) $TQ = -3813.799 + (0.506822 + b)YQ$
(2-3) $TI = 295.0471 + (0.066105 + c)V$
 a, b, c はそれぞれ勤労所得、法人・財産等所得、間接税の税率増加分
- 3 政府投資
(3-1) $IG = \overline{IG} - d$
 d は政府投資のカット分
- 4 分配率変更
(4-1) $YL = (\overline{l} + r)V$ $\overline{l} = 0.64591$ (昭和53年度実績)
(4-2) $YQ = (\overline{m} + r)V$ $\overline{m} = 0.15488$ (昭和53年度実績)

(1) 給付引上げ、その分増税

表1は、社会保障給付を1兆円引き上げるに際して、3つの財源調達方法、つまり、勤労所得税(社会保障負担含む) TL , 法人・財産所得税 TQ , 間接税 TI をそれぞれ1兆円分引き上げて財政バランスをとった場合における、経済に与える影響を社会保障短期モデルで計算した結果を示している。

勤労所得税(社会保障負担を含む) TL 増税の場合は、 $a > 0, b = c = d = 0$ であるが、 a は標準値から算出される。まず、 $\Delta TL = a \cdot YL$ を求めるに先立って、 YL を求めておこう。 $\overline{l}$ の実績値は0.64591で、標準値の V は202,085(10億)円であるから、分配関数(6) $YL = \overline{l} \cdot$

表 1 給付引上げ, その分増税の場合

		標準 (給付引上げなし 増税なし)	勤労所得税増税 $a > 0$		法人・財産所得税増税 $b > 0$		間接税増税 $c > 0$	
			非スライド制	スライド制	非スライド制	スライド制	非スライド制	スライド制
物 価 P (%)		176.81	177.22	177.31	177.89	178.05	178.12	178.36
失 業 率 U (%)		1.9575	1.9655	1.9669	1.9772	1.9807	2.0042	2.0085
就業者数 L (万人)		5,887.85	5,887.36	5,887.28	5,886.66	5,886.45	5,885.04	5,884.78
実質 GNP O (10億円)		112,557	112,688	112,699	112,835	112,900	112,893	112,955
名目 GNP V (10億円)		202,085	202,813	202,959	203,964	204,272	204,348	204,766
標準との差	P (%)	...	0.41	0.50	1.08	1.24	1.31	1.55
	U (%)	...	0.008	0.0094	0.0197	0.0232	0.0467	0.051
	L (万人)	...	-0.49	-0.57	-1.19	-1.40	-2.81	-3.07
	O (10億円)	...	131	142	278	343	336	398
	V (10億円)	...	728	874	1,879	2,187	2,263	2,681
注		外生変数に昭和53年実績値を入れたもの	社会保障給付 1 兆円引上げ その分勤労所得に対する負担率を上げる		社会保障給付 1 兆円引上げ その分法人・財産所得に対する負担率を上げる		社会保障給付 1 兆円引上げ その分間接税率を上げる。 あるいは一般消費税創設	

V を用いると, $YL=130,529$ (10億) 円となる。そこで, 給付増に見合う増税額は 1 兆円であるから,

$$a \cdot YL = 1,000 \text{ (10億) 円}$$

YL を代入して,

$$a = 0.007661$$

となる。

同様にして法人・財産所得税 TQ を増税する場合は, $\Delta TQ = b \cdot YQ$ であるから, まず, 分配関数 (7) $YQ = m \cdot V$ に $m = 0.15488$ と V を代入すれば, $YQ = 31,298.9$ (10億) 円が求められ, $\Delta TQ = 1$ 兆円 $= b \cdot YQ$ より, $b = 0.031950$ を得る。

つぎに, 間接税 TI を増税する場合は, $\Delta TI = c \cdot V$ $= 1$ 兆円であるから, V を代入すれば, $c = 0.004948$ となる。

さて, 上で求めた a の値は, YL の値が標準値に等しい場合に, 租税 TL が 1 兆円増収となるように求められている。したがって, 表 1 のように「給付引上げ, その分だけ増税」の計算を行なったときに, V の値が標準値より大きくなった場合には, YL も標準値をこえているから, TL の増加分つまり増税額は給付増に見合う 1 兆円を上廻ることとなる。

また, スライド制の場合, 物価 P が標準値と変わっていないケースでは, 標準ケースの給付額に 1 兆円プラスすることになるが, 物価 P が標準値を上廻ったケースでは, 給付は物価にスライドしているため, 給付引上げ幅も 1 兆円を上廻ることとなる。給付の 1 兆円引上げは, スライド制の場合は, あくまでも標準ケースの物価水準によって算出したときの 1 兆円引上げ, すなわちスライ

ド前の給付の 1 兆円引上げという意味であり, 名目額がいくらになるかは新しい物価水準に応じて違ってくる。非スライド制の場合は, 物価上昇が大きい場合でも, 給付引上げ幅は 1 兆円に止まることとなる。

表 1 において, 標準との差で検討するのが見やすい。すべてのケースについて, 物価は上昇するが, 上昇幅はスライド制のほうが大きい。給付引上げは物価を上昇させる傾向があるが, スライド制の場合は物価上昇がさらに給付引上げにつながるためである。非スライド制の場合は物価上昇はスライド制より低い, 物価上昇に基づく給付目減りは補われない。その分は受給者の実質給付の減少となる。法人・財産所得税増税および間接税増税の場合は, スライドのほうが物価は 0.2 程度高いが, 勤労所得税の場合は 0.1 に止まっている。物価上昇程度は勤労所得税が最も小さく, 間接税が最も大きいのは当然であるが, 非スライド制とスライド制の差も, 間接税が最大である。

この物価の動向は, 失業率 U および就業者数 L にも同様に反映している。 U で論じてても L で論じてても同じであるので, わかりやすい就業者数 L で論じよう。標準との差で観察して, 給付引上げ, それと同額の負担引上げは雇用減をもたらすが, その影響は物価の場合と同様にスライド制のほうが大である。就業者数の動きは物価の動きときわめてよく似ており, 勤労所得税増税の場合が雇用減は最小, 非スライド制とスライド制の差も最小で, 間接税の場合は最大である。ただ, 雇用減は間接税において非スライド制とスライド制の差はあまり大きくない。実質 GNP はスライド制で間接税増税の場合が大

表 2 給付引上げ、増税以外の対策の場合

	標準 (給付引上げなし 増税なし)	政府投資カット		放 置(給付引上げのみ)	
		非スライド制	スライド制	非スライド制	スライド制
物 価 P (%)	176.81	176.93	176.92	178.05	178.32
失 業 率 U (%)	1.9575	2.0202	2.0205	1.9813	1.9855
就業者数 L (万人)	5,887.85	5,884.08	5,884.06	5,886.42	5,886.16
実質GNP O (10億円)	112,558	112,515	112,529	112,918	112,967
名目GNP V (10億円)	202,085	202,159	202,172	204,304	204,732
標準との差	P (%)	...	0.12	0.11	1.24
	U (%)	...	0.0627	0.0630	0.0238
	L (万人)	...	-3.77	-3.79	-1.43
	O (10億円)	...	-42	-28	360
	V (10億円)	...	74	87	2,219
注		外生変数に昭和53年度実数値を入れたもの	社会保障給付 1 兆円引上げ 政府投資 (たとえば公共事業) 1 兆円引下げ	社会保障給付 1 兆円引上げ 歳入増あるいは政府支出カットの措置をとらない。財政赤字拡大の場合	

となる。負担の重みが直接身に感じられる勤労所得税増税(社会保険料を含む)が経済に対して最も中立的で、物価や雇用に与える副作用、およびスライド制と非スライド制の差が最も小さい。

(2) 給付引上げ、増税以外の対策

増税および所得政策以外の対策の影響が表2に示されている。公共事業の削減等により、政府投資を1兆円カットする場合、社会保障給付を1兆円引き上げるだけで、何も収入増対策をとらずに放置する場合が算出されている。行政改革等による政府消費の1兆円カットという場合も考えられるのであるが、このモデルにおいては政府消費は非スライド制については、社会保障給付と全く同じに取り扱われているので、省略されている。

表2に示すとおり、両政策の物価に与える影響は、政府投資カットが増税の場合を含めた諸政策のうちで最も小さく、勤労所得税増税の場合の1/4程度ですんでいる。この場合はスライド制のほうが物価上昇は少なくですんでいる。放置した場合の物価上昇は、非スライド制で1.24、スライド制で1.49と大きなものであるが、間接税増税よりも小さい。もともと間接税は価格転嫁を前提とする税であるから、給付増の物価押し上げ要因に間接税増税分の価格転嫁が加重されて、間接税増税は物価および雇用に悪影響が現われる。これは、財政の収支バランスをとるためのツケが物価にくる間接税の有する本質的な性格のためである。われわれのモデルはきわめて簡単化されているため、財政収支をとるためのツケが必ず

しも全ケースについて十分明らかにされているわけではないけれども、大まかな傾向は現われていると思われる。

雇用に対する影響を、就業者数について表2の「標準との差」で観察すると、政府投資カットの場合が最悪である。物価に対して最も良い政府投資カットは、当然のことながら雇用減を招く。これは、失業率関数の分子に民間投資 I と政府投資 IG の和が入っているためである。表2では、政府投資カットを行なった場合、非スライド制とスライド制の差は僅少であるが、これは物価上昇がこの場合は少なく、このためもともと非スライド制とスライド制に開きがあり生じていないためである。

放置した場合は、財政赤字は埋められていない。当然物価上昇は大きい、雇用にかなりの悪影響が発生している。物価上昇の大きいスライド制のほうが、雇用減もまた大きい。これは、失業率関数の分子に入っている政府投資 IG が物価上昇で目減りをきたし、政府投資カットに似た効果を現わすためである。これらの政策を通じて、物価および雇用に最も影響が小さく、副作用の少ないのは勤労所得税増税であって、社会保険料率の引上げ等もこれに含まれる。

さて、ここまで述べたことは、物価スライド制、非スライド制の下で社会保障給付を1兆円引き上げること前提として、その増額に見合う財源を負担増あるいは政府投資削減でまかなう場合、またはなんら収支バランスに配慮しない場合の経済的影響について、検討したものである。そして、採用された政策に応じて、給付増は物価や雇用に異なった影響をもつことがわかった。

表3 所得政策の効果

 $(l=\bar{l}-r, m=\bar{m}+r)$

		$r=0.1\%$		$r=0.2\%$		$r=0.3\%$		$r=0.4\%$		$r=1.0\%$	
		非スライド制	スライド制	非スライド制	スライド制	非スライド制	スライド制	非スライド制	スライド制	非スライド制	スライド制
物 価	$P(\%)$	177.71	177.87	177.32	177.41	176.94	176.91	176.15	176.05	174.25	173.79
失 業 率	$U(\%)$	1.9791	1.9821	1.9770	1.9787	1.9749	1.9754	1.9707	1.9685	1.9600	1.9515
就業者数	L (万人)	5,886.55	5,886.37	5,886.67	5,886.57	5,886.80	5,886.77	5,887.05	5,887.18	5,887.69	5,888.21
実質 GNP	O (10億円)	113,051	113,096	113,205	113,230	113,357	113,377	113,670	113,633	114,431	114,313
名目 GNP	V (10億円)	204,121	204,406	203,904	204,066	203,692	203,690	203,252	203,054	202,199	201,378
標準との差	P (%)	0.90	1.06	0.51	0.60	0.13	0.10	-0.66	-0.74	-2.55	-3.02
	U (%)	0.0216	0.0246	0.0195	0.0212	0.0174	0.0179	0.0132	0.0114	0.0025	-0.006
	L (万人)	-1.30	-1.48	-1.18	-1.28	-1.05	-1.08	-0.80	-0.67	-0.16	0.36
	O (10億円)	493	538	647	672	799	819	1,112	1,075	1,873	1,755
	V (10億円)	2,036	2,321	1,819	1,981	1,607	1,605	1,167	971	114	-707
注		社会保障給付1兆円引上げ。勤労所得の分配率を0.1%引下げ。法人・財産所得の分配率を0.1%引上げ。		社会保障給付1兆円引上げ。勤労所得の分配率を0.2%引下げ。法人・財産所得の分配率を0.2%引上げ。		社会保障給付1兆円引上げ。勤労所得の分配率を0.3%引下げ。法人・財産所得の分配率を0.3%引上げ。		社会保障給付1兆円引上げ。勤労所得の分配率を0.5%引下げ。法人・財産所得の分配率を0.5%引上げ。		社会保障給付1兆円引上げ。勤労所得の分配率を1%引下げ。法人・財産所得の分配率を1%引上げ。	

(3) 給付引上げ, 物価安定, 雇用改善

本モデルは18本の方程式と18個の内生変数よりなっている。このうち、たとえば失業率 U を一定におさえるような政策を考えるとすれば、 U 一定の条件を設定するわけだから、他の条件、たとえば分配関数 $YL=\bar{l} \cdot V$ を方程式から外ずしてしまえば、内生変数について解くことができる。

表1, 2で観察されるように、社会保障給付の引上げは、そのままでは物価 P および失業率 U の上昇をもたらす。 P あるいは U を一定におさえるシミュレーションはIVにおいて検討するが、ここでは P および U の上昇をおさえるひとつの方法として以下に述べるような計算を試みることにした。それは、給付増による財政収支のアンバランスの改善には直接は寄与しないが、物価と雇用を同時に改善するような「所得政策」の効果の測定である。ただし、ここで所得政策というのは、シミュレーションのケースに付した名前に過ぎず、別の名前たとえば「分配率変更」とよんでも差支ない。さて、ここでいう所得政策は二通りあって、第1のものは勤労所得 YL の分配率を r だけ引き下げ、その分を人・財産所得 YQ にまわすものである。

$$YL=(\bar{l}-r)V=(0.64591-r)V$$

$$YQ=(\bar{m}+r)V=(0.15488+r)V$$

第2の所得政策は、勤労所得 YL の分配率を固定しない

ものであって、「失業率一定」あるいは「物価一定」等の条件を入れたとき、これらの条件の新規設定の代りに「分配率一定」の条件をはずすものである。ここでは第1の所得政策を考察する。

表3に、 r のいろいろな値に対する経済状態が示されている。所得政策自体は財政収入をもたらすものではないから、表2の「放置」の場合と同様に、社会保障給付を1兆円引き上げた場合の財政は、1兆円の赤字のまま止まることとなる。表3の左端から右端に移るに従って、所得政策が強化される。左端は、 $r=0.1\%$ 、つまり、 $l=0.64491$ の場合であって、所得政策の程度は最も弱く、「放置」の場合に近いものである。

放置の場合は、所得政策において $r=0$ とおいたもの、と考えられるので、放置のケースから表3の左端に移り、右端に移行するにつれ、その効果が現われてくる。所得政策は物価と雇用の両方に良い影響をもたらす。放置のケースは、社会保障給付1兆円引上げ、負担増なしで財政赤字放置という意味であるが、 r の値を大きくするにつれ、物価の上昇と雇用減は改善に向かう。 $r=0.5\%$ ではすでに物価に対する影響は逆に引下げにまわっており、雇用減は残留している。この段階では物価引下げはスライドのほうが大であり、雇用減もスライドのほうが小幅ですんでいる。 $r=1.0\%$ に至ってスライドは雇用も増に向かう。物価下落も3ポイントと大きくなる。しかしな

表 4 失業率 U を一定におさえるための政策

		勤労所得 税率の変 更	法人・財 産所得税 率の変更	間接税率の変更		政府投資の調整		所得政策 1 (r を変数とする)		所得政策 2 (l を変数とする)			
				非スライ ド制	スライ ド制	非スライ ド制	スライ ド制	非スライ ド制	スライ ド制	非スライ ド制	スライ ド制		
物 価 P (%)		176.81	176.81	178.05	178.27	178.82	179.47	173.75	174.58	176.15	176.20		
失 業 率 U (%)		1.9575	1.9575	1.9575	1.9575	1.9575	1.9575	1.9575	1.9575	1.9575	1.9575		
実 質 GNP O (10億円)		112,557	112,557	112,197	112,980	113,138	113,319	114,644	114,073	113,288	113,224		
名 目 GNP V (10億円)		202,085	202,085	204,304	204,692	205,686	206,832	201,912	201,964	202,561	202,512		
税率等の増減	勤 労 所 得 税 率 a (%)	1.16	18.9	$\Delta 0.508$	$\Delta 0.060$	$\Delta 922$	$\Delta 820$	1.126	0.823	0.354	0.324		
	法 人・財 産 所 得 税 率 b (%)												
	間 接 税 率 c (%)												
	政 府 投 資 減 d (10億円)												
	分 配 率 r の 変 更 (%)												
勤労所得分配率 l 引下げ (%)													
標準値との	P (%)	0	0	1.24	1.46	2.01	2.66	-3.06	-2.23	-0.66	-0.61		
	O (10億円)	0	0	-360	423	581	762	2,087	1,516	731	667		
	V (10億円)	0	0	2,219	2,607	3,601	4,747	-173	-121	476	427		
注		社会保障給付 1 兆円引上げ。 U 一定にするための a , b の逆算。スライドに無関係となる。物価に変動をきたさない。		社会保障給付 1 兆円引上げ。 U 一定にするための c を求める。		社会保障給付 1 兆円引上げ。 U を一定に保つための政府投資の減 d を決める。		社会保障給付 1 兆円引上げ。 U 一定にするため、分配率 l , m を r だけ動かす。 $l = \bar{l} - r$, $m = \bar{m} + r$, r を変数とする。		社会保障給付 1 兆円引上げ。 U を一定にするため、 $l = \bar{l}$ の条件をはずし勤労所得 YL は U 一定の条件から求める。			

がら実質 GNP は標準値よりも大幅に大となる。非スライドは強力な所得政策にもかかわらず、なお若干の雇用減を残している。労働所得の分配率を引き下げる所得政策の効果は強烈である。

IV 特定目的のための政策

ここで、社会保障給付を 1 兆円増加させ、かつ失業率 U に変化が起きないような政策、および社会保障給付を 1 兆円増加させ、かつ物価 P に変化が起きないような政策を、非スライド、およびスライドの各場合について求めてみよう。ここでは、前出の「社会保障給付スライドの影響測定式」における、 a , b , c , d の各パラメータが、求めるべき変数となる。所得政策については、政策 1 と政策 2 に分けられる。所得政策 1 においては、 $l = \bar{l} - r$, $m = \bar{m} + r$ と分配率を定め、失業率 U を一定にする条件を入れる代りに変数 r について $r = 0$ の条件をはずして、 r について解くものである。所得政策 2 は、法人・財産等所得 YQ の分配率は $\bar{m}$ のまま固定し、失業率 U 一定の条件をはずすものである。 YL は、 U 一定とおいた式から求められることとなる。

(1) 給付引上げ、失業率一定

表 4 に、失業率 U を一定にしたまま、社会保障給付を 1 兆円引き上げるための政策が、非スライド制およびスライド制の各ケースについて示されている。

労働所得税率および法人・財産所得税率の変更を行なう場合は、 P , U , Q , V は標準のケースと同一となり、非スライドとスライドで差を生じない。このケースでは、物価に変動を生じない。ただし、法人・財産所得に対する要引上税率は 18.9% の大幅なものとなり、限界税率 50% に上乗せするには税負担が過重であるので、法人・財産所得に対する税率引上げ政策は現実的でない。表 1 において、 a は 0.7661% で財政収支が標準値で均衡した。表 4 の a は 1.16% で、かなりの増税である。これで社会保障給付 1 兆円引上げの効果が打ち消されるのである。

間接税率はマイナスの値を示している。これは間接税を減税することを意味しており、社会保障財政は赤字幅を拡大する。間接税増税には好ましくない副作用が多かったが、それは一方では間接税減税に好ましい副作用があることを意味する。しかし、この場合は財政赤字を拡大するから、その意味で問題がある。ただし、スライド制の場合は間接税の減税すべき税率は、ほんのわずかに

表 5 物価を一定にする政策

	労働所得 税率の変 更	法人・財 産所得の 変更	間接税率 の変更	政府投資 のカット
物 価 P (%)	176.81	176.81	176.81	176.81
失 業 率 U (%)	1.9412	1.9412	0.7924	2.0499
就業者数 L (万人)	5,888.83	5,888.83	5,957.81	5,882.3
実質 GNP O (10億円)	112,051	112,051	113,361	111,928
名目 GNP V (10億円)	201,173	201,173	203,535	200,949
税率等 の増減分	労働所得税率 a (%) 法人・財産所得税率 b (%) 間 接 税 率 c (%) 政府投資減 d (10億円)	1.89 30.94	 $\Delta 19.64^*$	 1,783
標準と の差	U (%) L (万人) O (10億円) V (10億円)	-0.0163 0.98 -506 -912	-0.0163 0.98 -506 -912	-1.1651 69.96 804 1,450
				0.0924 - 5.55 -629 -1,136

(注) 1. * 間接税率は標準で6.6%である。19.6%の減税は不可能で、このケースは不成立。

2. 社会保障給付は1兆円引き上げる。税率変更は物価を上昇させないよう決定されるので、財政収支はバランスしない。

すぎないことに留意を要する。なお、非スライド制の場合は実質 GNP の低下をきたす。

政府投資の調整はマイナスの値を示している。これは、例えば公共事業を増加させることを意味している。目的が失業率を一定に保つことにあって、財政収支のバランスは目的に入っていないため、こうなるのである。

この場合も、スライド制のほうが必要政府投資は少なくすむ。ただし、物価上昇はスライド制のほうが大である。

所得政策 1 においては、非スライド制では分配率の変更幅は 1.126 % と大きくなるが、スライド制の場合は 0.823% と非スライド制に比較すれば小幅ですむ。物価引下げもスライド制のほうが小幅でよく、非スライド制ほどドラスティックにしないでよい。雇用を一定に保つ間接税政策や公共事業政策が、物価を押し上げるのに対し、所得政策は物価と雇用に有効に働くから、租税政策、支出政策と所得政策の組合わせが有効である。

所得政策 2 は労働所得の分配率のみを条件からはずし、法人・財産所得 YQ の分配率は一定のままにしておくものである。所得政策による分配率変更幅は政策 1 よりも小幅ですむけれども、政策 1 のほうが理論的に望ましいと思われる。

(2) 給付引上げ、物価一定

社会保障給付を 1 兆円増加させ、かつ、物価を一定にするための政策を表 5 に示す。この場合は物価が変化しないのだから、当然スライドと非スライドに差が生じない。この場合は、必要な政策はかなり非現実的なものが多くなる。労働所得税率引上げは 1.89% ですむから、この場合現実的である。法人・財産所得に対する税率の要引上げ幅は実に 30.94 % に達し、非現実的である。間接税率の変更はマイナス 20% に近いが、もともと間接税率は 6.6% であるため、6.6% 以上は減税不可能であり、このケースは成立しない。政府投資のカットは 1,783 (10 億) 円であって財政黒字を生むが、雇用減がかなり発生するため、問題があると思われる。

執筆者紹介 (執筆順)

まつ	ばら	はる	お	東京大学教授
松	原	治	郎	
いし	はし	とし	ろう	九州大学法学部助手
石	橋	敏	郎	
ば	ば	けいの	すけ	社会保障研究所長
馬	場	啓之助		
いち	かわ	ひろし	洋	筑波大学教授
市	川			
はやし		ひで	き	経済企画庁経済研究所主任研究官
林		英	機	
きし		いさお		社会保障研究所研究員
岸		功		
も	はら	とし	みつ	社会保障研究所主任研究員
曾	原	利	満	